

○茂原市野生獣防護柵設置事業補助金交付要綱

平成28年5月11日

茂原市告示第79号

(趣旨)

第1条 市長は、野生獣による農作物被害を防止するために設置する電気柵の費用に対し、予算の範囲内において、茂原市補助金等交付規則（昭和60年規則第34号）及びこの告示に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気柵 野生獣による農作物被害を防止するために電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき適切に設置された電気柵で、5年以上の使用に耐えられるものをいう。
- (2) 農家 経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は農作物販売金額が年間15万円以上ある世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、野生獣による農作物被害を受け、又は被害を受けるおそれがある農地を市内に所有する者であつて、茂原市に住所を有する農家又は茂原市に所在地のある農家以外の農業事業体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、電気柵設置に要する電気柵の材料費の額に3分の2を乗じた額とし、60,000円を上限とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 同一の年度において、同一補助対象者が、この補助金の交付決定を受けているとき。
- (2) この補助金の交付を受けて設置した電気柵と同一の設置場所に、当該電気柵の設置完了の日から5年を経過する日の属する年度の3月31日より前に新たに電気柵を設置するとき。
- (3) 電気柵に要する材料費の一部又は全部が、他の補助制度の対象となるとき。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、茂原市野生獣防護柵設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 電気柵設置場所の位置図及び設置前の写真
- (2) 見積書の写し
- (3) 形状、規格等に関する資料

(4) 経営耕地面積が分かる資料又は前年の農作物販売額が分かる資料

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、電気柵の設置が完了した日から20日を経過する日までに、茂原市野生獣防護柵設置事業実績報告書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 電気柵設置場所の設置後の写真

(2) 電気柵設置に要した材料費の領収書の写し

(遵守事項等)

第8条 交付決定を受けた者は、電気事業法に基づき、補助金の交付を受けた電気柵の適正な管理に努めるとともに、事故防止のための安全管理に努めなければならない。

2 市は、事業により発生した損害についてその責を負わないものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年3月14日茂原市告示第21号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第2号様式（第7条）

茂原市野生獣防護柵設置事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）茂原市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された茂原市野生獣防護柵設置事業補助金に係る補助事業が完了したので、茂原市野生獣防護柵設置事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

設置場所	茂原市 番
農地の面積	アール
交付決定額	円
補助対象経費精算額	円
添付書類	1 電気柵設置場所の設置後の写真 2 電気柵設置に要した材料費の領収書の写し

別記第 1 号様式（第 6 条）

第 2 号様式（第 7 条）